

0607 取りまとめ（案）

1. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(学校における取組への支援)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成 25 年度以降 5 年連続で増加している。 →小中合計：144,031 人 (在籍児童生徒数(9,820,851 人)の 1.5%) →小学校：35,032 人 (0.5%) →中学校：108,999 人 (3.2%) (平成 29 年度問題行動等調査、以下同じ。)</p> <p>○不登校児童生徒の約 6 割が 90 日以上欠席しており、依然として不登校が長期に及ぶ児童生徒が多い。</p> <p>○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。 →教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315 (約 16%) (平成 30 年度実態調査)</p>	<p>○不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならないための、「魅力ある学校づくり」を目指す取組を推進する。</p> <p>○不登校児童生徒の支援に当たっては、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、専門スタッフ等を活用した組織的・計画的な支援体制を構築する。</p> <p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を推進する。</p>

0607 取りまとめ（案）

<p>（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>○学校内及び関係機関との情報共有について、情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。</p> <p>○285(約 15%)の教育委員会等が「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援に新たに取り組んだほか、220(約 11%)の教育委員会等が活用を検討している。</p> <p style="text-align: center;">（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○学校として、不登校に係る情報共有の体制や方法、共有すべき事柄（本人の状況、家族の状況、遅刻・早退など）をあらかじめ整理し、職員間で共有しておく。</p> <p>○個人情報の保護に留意しつつ、本人・保護者の意向を踏まえた上で、関係者間で必要な情報を共有し、組織的・計画的な支援を行うことができるよう「児童生徒理解・支援シート」の活用を促進する。</p> <p>○スクリーニング会議の実施等を通じた早期発見・早期対応のための学校における組織的な取組を推進する。</p>
<p>（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に 12 校あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは 2 校。</p> <p>○59 の教育委員会等が不登校特例校の設置を検討している。</p> <p style="text-align: center;">（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○不登校特例校における取組事例等を周知するなど、設置促進に向けた方策を検討する。</p>

0607 取りまとめ（案）

<p>(学習支援を行う教育施設の整備等)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○教育支援センターは全国に 1,295 箇所、約 6 割の自治体に設置されている。 (平成 30 年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○設置していない自治体における未設置の主な理由は、「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」である。</p> <p>○約 3 割の教育支援センターが家庭への訪問指導を行っている。</p>	<p>○教育支援センターが設置されていない自治体への設置を推進するほか、財源や人材の確保が困難な場合でも、近隣の既設のセンターとの連携や官民協働型によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。</p> <p>○ICT を活用した学習機会の提供や訪問型支援など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。</p>
<p>(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○9 割以上の教育支援センターが、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会と情報共有を行っている。 (平成 30 年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○教育委員会等と連携のある民間団体・施設の約 7 割が、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会等と情報共有を行っている。</p>	<p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関間の情報共有を推進する。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握を推進する。</p>

0607 取りまとめ（案）

<p>（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○法や基本指針の趣旨が教職員に十分周知されておらず、不登校児童生徒の「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」といった基本指針の趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（約16%）</p> <p>（平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○約8割の教育委員会等が児童生徒や保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けられる学校外の機関等についての情報提供をしている。</p> <p>○約15%の教育委員会等が、不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にないため」。</p>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進に向けた方策を検討する。</p>
--	---	--

2. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等 (略)3. 教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
(調査研究等) 第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。	○教育支援センター及び民間団体における支援体制の整備等を目的として、平成 29 年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施し、結果については会議等の場で共有している。	○引き続き、自治体における不登校児童生徒の支援に係る実態把握に努めるとともに、好事例を会議等の場を通じて周知していく。
(国民の理解の増進) 第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。 →法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等：89(約 5%) 今後検討している教育委員会等：231(約 12%) (平成 30 年度実態調査)	○全国的な広報を行うとともに、自治体における広報活動を支援するための方策を検討する。
(人材の確保等) 第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行	○教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知に新たに取り組んだ教育委員会等は	○全ての教職員が法や基本指針の趣旨を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を

0607 取りまとめ（案）

<p>われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>16%であり、今後こうした研修の実施を検討している教育委員会等は15%である。 (平成30年度実態調査)</p> <p>○令和元年度予算において、スクールカウンセラー（SC）を全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカー（SSW）を全中学校区に配置するために必要な予算を計上する等、段階的に配置の拡充に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の支援を活用して配置された実績(H29) SC：8,782人 SSW：2,041人（うちSV：209人） ・令和元年度予算額 SC：4,738百万円，SSW：1,722百万円 	<p>始めとする教員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○児童生徒が必要とする時に相談できる体制を整備するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携して支援に当たるコーディネーターの役割を担う教員を予め決めておくなど、学校における組織的な支援体制の整備を推進する。</p>
<p>(相談体制の整備)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相</p>	<p>○不登校児童生徒のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導を受けた人数は約半数。 →72,183人（50.1%） (平成29年度問題行動等調査)</p>	<p>○児童生徒が必要とする時に相談できる体制を整備するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p>

0607 取りまとめ（案）

<p>談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>○約 500 の教育委員会において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。</p> <p style="text-align: center;">（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知するための取組を推進する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関間の情報共有を推進する。</p>
---	--	---

4. 附則

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>（検討）</p> <p>2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○文部科学省において、平成 29 年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を行い、交通費や体験活動費の支援による実践研究を通じた検討を行っている。</p> <p>○約 60 の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。（平成 30 年度実態調査）</p>	<p>○不登校児童生徒がその状況に応じた支援を受けられるよう、経済的な困難等を抱えることで学校以外の場で相談・支援等を受けていない者に対する経済的支援の方策を検討する。</p>

※教育委員会等：教育委員会、知事部局、国立大学法人及び公立大学法人（計 1964）

※平成 29 年度問題行動等調査：平成 29 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※平成 30 年度実態調査：不登校児童生徒の支援に係る実態調査（平成 31 年 1 月 8 日付け事務連絡）